

2015年7月22日
日興アセットマネジメント株式会社

「ニュージーランド債券ファンド 2014-11(早期償還条項付)」
愛称:「キウイ王国」
分配金のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご愛顧いただいております「ニュージーランド債券ファンド 2014-11(早期償還条項付)」
愛称:「キウイ王国」は、2015年7月21日に決算を行ないました。

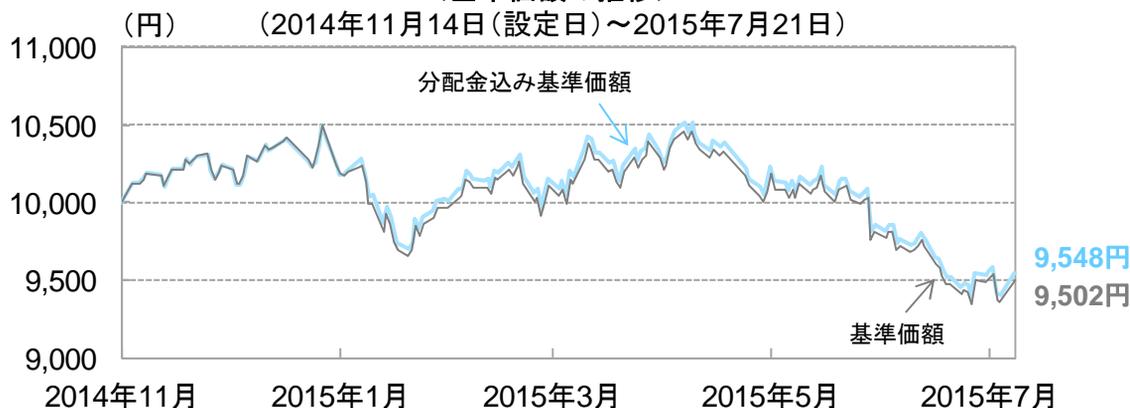
ここに、当期の分配金について、ご報告いたします。

当期の分配金と基準価額の推移

＜当期の分配金＞

| | |
|------------------------------|--------|
| 分配金 (税引前、1万口当たり) | 0円 |
| 基準価額(1万口当たり) 2015年7月21日現在 | 9,502円 |

＜基準価額の推移＞



※ 基準価額は信託報酬(年率1.3392%(税抜1.24%))控除後の1万口当たりの値です。

※ 分配金込み基準価額とは、税引前分配金を再投資したもとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

今後の分配金額につきましても、引き続き、収益分配方針に基づいて決定してまいります。
今後も、当ファンドをご愛顧くださいますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

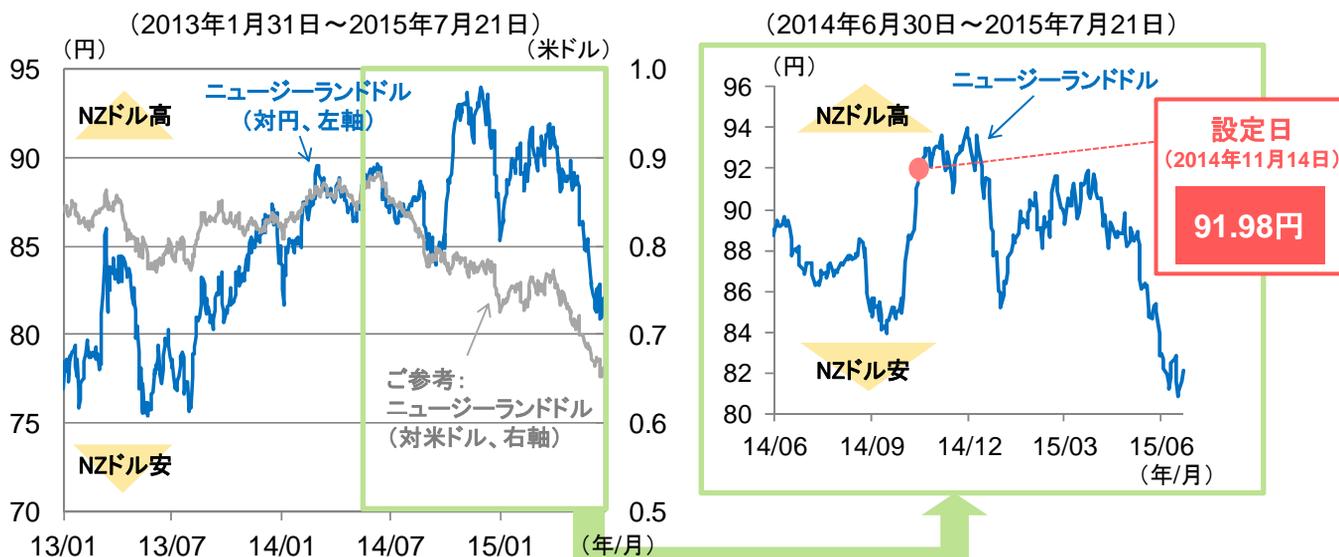
- 上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
- 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

■当資料は、日興アセットマネジメントが「ニュージーランド債券ファンド 2014-11(早期償還条項付)」愛称:「キウイ王国」の運用状況についてお伝えすることなどを目的とし、受益者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した資料です。

■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

ニュージーランドドルの推移



(信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成)

足元のニュージーランドドルの動きと今後の見通しについて

足元のニュージーランドドルは対米ドル、対円で下落基調が継続しています。この背景として、以下の2点が考えられます。

- ①今年6月にニュージーランド準備銀行(中央銀行)が市場予想に反して利下げを実施し、声明において更なる利下げの可能性を示唆したこと。
- ②ギリシャ問題や中国の株価急落などを受け、世界的にリスク回避姿勢が強まったこと。

ニュージーランド準備銀行は堅調な国内景気を背景に2014年3月以降、7月にかけて4会合連続で利上げを行ないました。しかし、その後金利を据え置き、2015年6月には成長鈍化と乳製品価格の下落などを理由に、利下げに踏み切りました。5月に政府が打ち出した不動産規制が不動産のバブル懸念を抑え、利下げを可能にしたものと見られています。その後、ギリシャ問題や中国の株価急落などで世界的にリスク回避姿勢が強まったことや、7月に発表された4-6月期の消費者物価指数が前年同期比+0.3%と物価目標レンジ(1~3%)を大きく下回ったことで、追加利下げ観測が高まったことを受けて、ニュージーランドドルは下げ足を速めました。

今後のリスクとしては、主要貿易相手国である中国の更なる景気減速や乳製品価格の大幅下落などがあげられます。しかし、ニュージーランドは、IMFによって今後も緩やかな経済成長が続くと予想されていることに加え、相対的に高い金利水準が投資家に選好されることが期待され、ニュージーランドドルを下支えする要因になると考えられます。また、日本では、量的金融緩和策が今後も継続される見通しであることなどから、ニュージーランドドルの動きは、対円で底堅いものになると期待されます。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

- 当資料は、日興アセットマネジメントが「ニュージーランド債券ファンド 2014-11(早期償還条項付) / 愛称: キウイ王国」の運用状況についてお伝えすることなどを目的とし、受益者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくために作成した資料です。
- 掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。